

<概要版>

利府町第5期障がい者計画・ 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

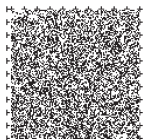
たがいを認め合い ともに生きる

こころ豊かなまちづくり



令和6年3月
利府町

右のマークは音声コード (Uni-Voice) です。奇数ページは右下、偶数ページは左下に印刷されています。専用アプリで読み取ると、内容を音声で聞くことができます。



計画の背景と趣旨

障がい者施策の基本的な計画である『障がい者計画』、サービス提供確保のための方策やサービス見込量などを定めた『障がい福祉計画・障がい児福祉計画』の見直しを行いました。

この計画は、国の動向、障がいのある人や家族を取り巻く環境の変化等による新たな課題やニーズに対応し、利府町に住むすべての障がいのある人や家族が、安心して自分らしく暮らせるための計画であり、また、行政と町民、関係団体、関係機関が一体となって推進するための指針として策定するものです。

計画の期間

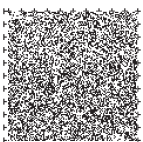
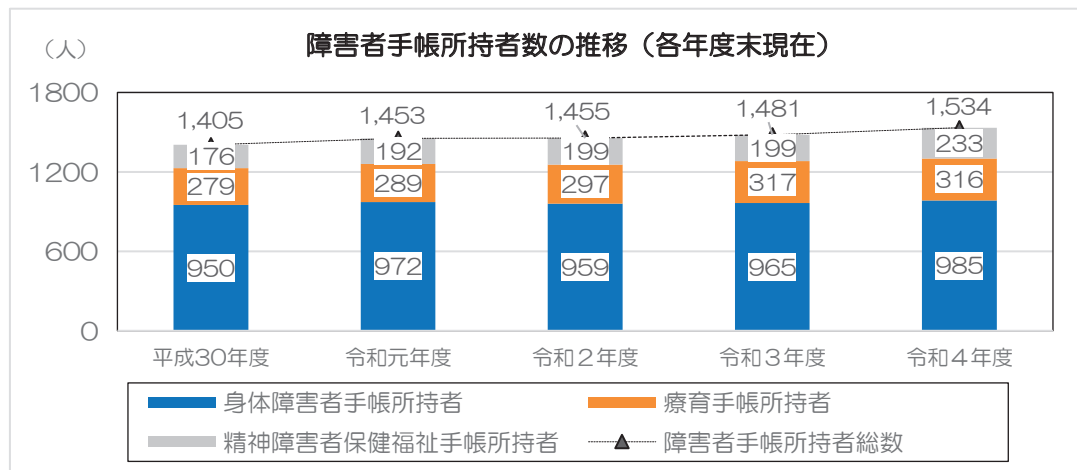
第5期障がい者計画は令和6年度から令和11年度までの6年間、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とします。

■計画期間

計画	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画		第4期計画			第5期計画					
障がい福祉計画		第6期計画			第7期計画			第8期計画		
障がい児福祉計画		第2期計画			第3期計画			第4期計画		

利府町の障がい者の状況

本町の障害者手帳所持者数は、「身体障害者手帳所持者」「療育手帳所持者」「精神障害者保健福祉手帳所持者」すべてで増加しており、令和4年度末で1,534人と平成30年度と比較し、9.0%の増加となっています。



第5期 障がい者計画

【基本理念】

たがいを認め合い ともに生きる ところ豊かなまちづくり

基本目標Ⅰ 自分らしい暮らしへの支援体制づくり

保健・医療・福祉・教育が連携する仕組みづくりや、成長段階に応じた支援の充実、障がいのある人の生涯を通じた切れ目のない支援体制の構築や各種サービスの利用促進を図りながら、生活支援施策の充実に努めます。

基本目標Ⅱ 自立と社会参加・就労への支援と促進

障がいのある子どもへの支援の充実に図るとともに、学校卒業後も、地域の社会資源等を活用しながら、様々な社会参加や学び、働き方ができる環境づくりを、地域と協働して進めます。

基本目標Ⅲ 共に生きる地域社会づくり

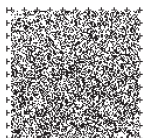
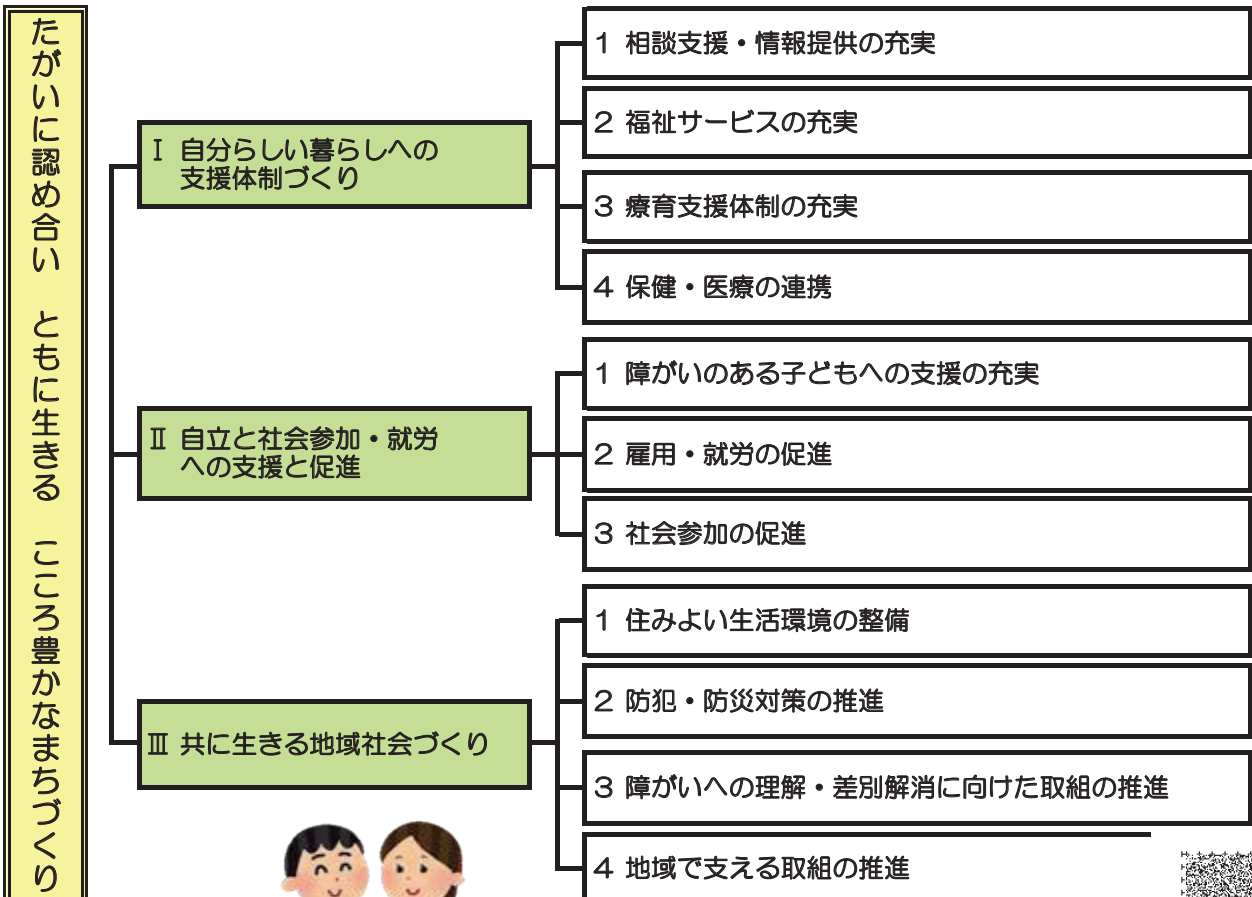
地域住民が、障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう意識啓発を進めるとともに、社会のあらゆる場面における障がい者差別の解消と、障がい者の権利擁護に努め、障がいのある人もない人も、共に生きる地域社会づくりを推進します。

施策体系

《基本理念》

《基本目標》

《分野》



第5期計画における施策重点ポイント

情報提供の充実

障がい特性にも配慮した情報伝達方法の多様化や相談内容に応じた相談先の周知、情報提供や助言など相談支援の充実に努めます。

障がい理解や差別解消の推進

障がい理解や様々な場面での合理的配慮、障がいを理由とする差別解消を推進するための普及・啓発等の取組を実施します。

医療的ケア児（者）の支援

相談支援の充実や保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携できる仕組みづくりに努めます。

障がい者雇用を促進

関係各課や関係機関と連携し、町内の事業所を対象に、就労機会の拡大のための取組を実施します。



第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

計画の成果目標

1 施設入所者の地域生活への移行

地域生活へ移行することにより、施設入所者数の削減を目指します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場にて精神障がい者の支援体制等を構築していきます。

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

4 福祉施設から一般就労への移行等

一般就労へ移行する者を増やし、また、就労が定着するよう支援します。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

医療的ケアが必要な児童の支援のための協議の場を設置します。

6 相談支援体制の充実・強化等

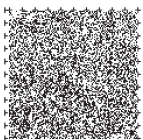
相談支援体制の充実及び強化に向けた取り組みの実施体制を確保します。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

サービス等の質を向上させるため、研修会への参加やサービス利用データの分析等を行います。

8 発達障がい者等に対する支援

関係機関と連携し、ペアレントトレーニング等の事業について、情報を発信します。



第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

障がい福祉サービス

訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

各事業に従事するための要件となる研修等について、事業所に参加を呼びかけ、資格要件を有する人材の確保に努めます。

日中活動系サービス 生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労選択支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所

広域での事業所の参入が図られるよう働きかけを行います。また、就労支援等においては、事業所等への障がい理解などの取組みを進め、障がいのある人の就労移行と働きやすい環境づくりに努めます。

居住系サービス 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援

事業所の参入促進や広域での居住の場の確保を図っていきます。また、国、県に対し施設設備の補助について要望していきます。

指定相談支援 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

障がいのある人や保護者等からの一般的な相談、サービス等利用計画に関する相談などの支援体制の充実を図るとともに、宮城東部地域自立支援協議会と連携を図り、相談支援専門員の資質向上に取り組むなど引き続き相談支援体制の充実を図ります。

地域生活支援事業（必須事業） 理解促進・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後援見制度利用支援事業等、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、手話奉仕員養成事業、地域活動支援センター

地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施する事業として、必要な人の利用につながるよう情報提供の充実を図ります。併せて、地域共生社会の実現に向けて障がい特性や障がい理解促進に向けた啓発活動の取組を進めます。

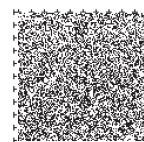
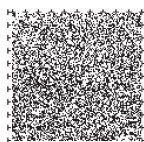
地域生活支援事業（任意事業） 訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、自動車運転免許取得・改造費助成事業

事業所等へ業務委託をし、利用見込に対する提供体制を確保していくとともに、利用者のニーズに柔軟に対応し、より良いサービスが提供できるよう努めます。また、必要とする人の利用につながるよう事業の情報提供に努めます。

障がい児福祉サービス

児童福祉法に基づくサービス 障害児相談支援、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

利用の増加が見込まれるサービスについては、対象となる児童や保護者の状況及びニーズに対して柔軟に応じた支援に努めます。また、近隣に事業所がないサービスについては、対象となる児童を既存の事業所が受け入れることができるよう連携を図ります。



【本計画とSDGs】

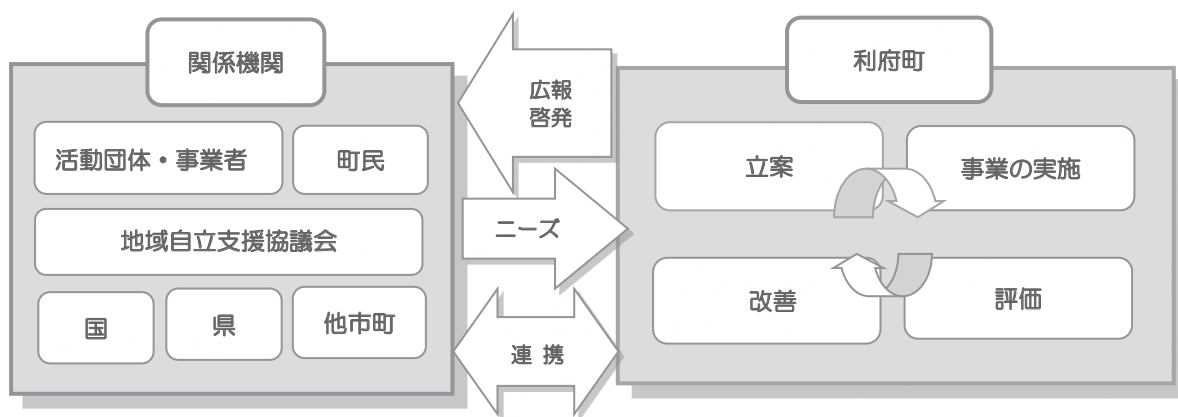
SDGsの17の目標（ゴール）のうち、障がいのある人に関連する課題解決のために、国主導で推進されている取組として以下の事項があり、本計画においても、これらの課題解決につながるよう各施策事業を推進していきます。

- 障害者雇用の推進（SDGs目標1「貧困をなくそう」、8「働きがいも経済成長も」）
- 合理的配慮の提供や教員研修の改善（SDGs目標4「質の高い教育をみんなに」）
- 差別解消の推進（SDGs目標10「人や国の不平等をなくそう」）
- バリアフリーの推進（SDGs目標11「パートナーシップで目標を達成しよう」）



計画の推進体制と評価

- 庁内の推進体制と町民・関係機関等の連携
- 地域自立支援協議会
- 計画についての広報・啓発の推進
- 国・県・近隣市町村との連携・協力
- 虐待防止への取り組み
- 計画の達成状況の点検と評価



自立支援協議会

地域の障がい福祉に関わる機関が、地域課題の解決に向け、協議を行う場です。宮城東部地域自立支援協議会は、塩竈市・多賀城市・松島町・七ヶ浜町・利府町の2市3町と、その地域にある障害福祉サービス事業所・教育・医療・就労等の関係機関、当事者団体等で構成されています。

各市町単独で対応することが難しい課題も、解決に向け、広域で検討しています。



利府町第5期障がい者計画・

第7障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（概要版）

発行：利府町保健福祉部地域福祉課 発行年月：令和6年3月
〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地

